

(法第10条第1項第7号)

## 令和2年度 事業計画書

特定非営利活動法人親子ネットワークがじゅまるの家

### 1 事業実施の方針

今年度は新拠点での本格的に事業の開始となる。新しく相談支援事業所を立ち上げ障害児の支援を行う。また、産後ケア事業を立ち上げ行政と協力して支援の必要な妊産褥婦の安心できる場の提供に努める。

新型コロナウイルスの感染が全国で広がる中、事業の自粛やイベントの中止等で利用者が激減することが予想される。また一方で新たに子育て支援として必要なニーズが生まれてくるものに対しても柔軟に対応する。

今年度は団体の設立10周年となる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容等	支出見込額
地域子育て支援拠点事業	事業内容：つどいの場・交流の場・子育て相談の場・学びの場・情報提供の場として広場の運営・訪問型子育て支援（ホームスタート）の運営 実施時期：4月～翌年3月 対象者：徳之島在住の未就園児とその親	8,985,000円
保育・託児事業	事業内容：企業主導型保育事業ゆりかご保育園 実施時期：4月～翌年3月 対象者：徳之島在住の生後3カ月以降の未就学児とその親	32,974,282円
病児保育事業	事業内容：病児保育 実施時期：4月～翌年3月 対象者：徳之島在住の生後3カ月以降小学生以下の子どもとその親	7,234,550円
地域で守る妊婦の安心プロジェクト事業	事業内容：産前・産後ケア・妊婦健診・プレママサポート・いのちの出前講座・育児相談・徳之島地区周産期研究会 実施時期：4月～翌年3月 対象者：妊婦・産後の母子	495,000円
その他子育て支援・地域まちづくり活動に関する事業	事業内容：イベント、講演会の実施・支援者の養成・ネットワーク作り 実施時期：4月～翌年3月 対象者：子育て中の親子・妊婦または子育て支援者	3,410,500円
障害者（児）に関する相談支援事業	事業内容：相談支援事業所ここから 実施時期：4月～翌年3月 対象者：療育を利用したい・利用している子どもとその家族	500,000円